

10

中 文

女王の名において

被告 58歳 石川県金沢市 (日本) にて出生  
(1990年4月15日) 日本軍陸軍中尉、現在マビナン刑務所に収監中

右の者に対する法務官の起訴事実に関するパタピア臨時軍法会議の判決

次のことにつき被告人を起訴した1948年12月14日付け法務官の臨時軍法会議への事件送致書を副読し、

「被告人は、スマラン群島閩嶼印度において、1944年の3月、4月及び5月頃即ち戦時中スマラン陸軍士官候補生学校の司令官として在職中、戦争法規及び慣習に違反して前記学校に配属されていた軍人及びその学校に勤務していた民間人即ち彼の部下が戦争犯罪を犯したことを容認して戦争犯罪を犯し、彼は前記軍人及び市民を充分に監督することを怠り、又彼等の行為を知ろうとせず或いは知らず、後述の彼の部下が犯した戦争犯罪の防止或いはその再発又は続発を不可能にする様な措置を講じ又は命令を発することを怠り、その結果前記軍人及び民間人が、1944年3月及び4月、既に日本の占領当局によってスマランのスマランオースト、グダンガン及びバルマヘラの諸キャンプ並びにアンバラワの第四及び第六キャンプに収容されていた合計約35人の婦女子を狩猟クラブ、スマランクラブ、日の丸及び双葉花なる遊女屋に入れ、そこでこれ等婦女子を強制的に売春せしめ、強姦し、且つ虐待し、更に1944年3月、4月に、既に日本の占領当局によってムンチランのキャンプに収容されていた婦女子をマゲランの遊女屋に入れ、これ等の婦女子を同様に強制的に売春せしめ、強姦したが、被告人は斯様な戦争犯罪が行われたこと或は行われるであろうことを知っており、又は敢くとも当然想像し得たにも拘わらずことを容認した。」

斯る事實は、1946年法令公程第45号戦争犯罪刑法第4条以下に規定せられて処罰することが出来ることになっている。

1948年2月14日月曜日午後2時インドネシア高等法院の建物内にある臨時軍法会議の法廷に出席する様呼び出した1948年2月1日火曜日召喚状及び送達状に留意し、

法務官の署名を聞き、

法務官によって提出された、

「被告人を、

1 強制売春をさせるため婦女子をら致し、売春を強制した、

2 強姦

3 被逮捕者の要請

なる戦争犯罪につき有罪を宣告し、

519

よって死刑の判決を下されたい」との求刑に賛成し、

○期して被告人に提示、読み聞かせた訴訟書類を閲覧し、

被告人及び彼の弁護人の陳述に賛成し、

行われたこと又は行われるであろうことを知り、黙くも当然知らなければならなかったにも拘らず戦争犯罪が行われることを容認したことが被告人に対し起訴されているが、起訴状よりして、これ等起行がスマランとアンバラウそれからマダランとで行われているので、証拠物を系統的に調取する為め次の如く分けて見ることに留意し、

1. 1944年3月及び4月に、合計約35人の婦人がスマラン東、ゲダラン及びハルマヘラ並びにアンバラウ第4及び第8収容所より
  - a. スマランの料校クラブ、スマランクラブ、日の丸及び双葉荘なる遊女屋に入れ、
  - b. 其処で彼女等に売春を強制し、
  - c. 彼女等を強姦し、そして
  - d. 彼女等を虐待した。
2. 1944年3月及び4月に、一群の婦人をムンチランの収容所より
  - a. マダランの遊女屋に入れ、
  - b. 其処で彼女等に売春することを強制し、
  - c. 彼女等を強姦した。

第1項所掲の事実の証拠は、当軍法会議が既にそれぞれ1948年3月24日及び1948年9月11日に三浦一雄及び池田省一に言い渡した判決1947年72号及び72号Aとその中に記載されている証拠物によって合法的に充分に立証せられ、法廷において被告人に読み聞かせられたこの判決で、次の部下が下記の刑に処せられていることを考慮し、即ち

- 1 岡田廣治 強制売春の爲の婦女子のら致、売春強制及び強姦罪で死刑
- 2 河村千代松 強制売春の爲の婦女子のら致、売春強制罪で懲役10年
- 3 村上顯雄 被遺捕者の虐待罪で懲役7年
- 4 中島四郎 被遺捕者の虐待及び強姦罪で懲役15年
- 5 石田英一 強制売春の爲の婦女子のら致罪で懲役2年
- 6 古谷 健 売春強制罪で懲役20年
- 7 下田真治 売春強制罪で懲役10年
- 8 森本智雄 売春強制罪で懲役15年
- 9 高木健治郎 売春強制罪で懲役7年
- 10 池田省一 強制売春の爲の婦女子のら致、売春強制、強姦罪で懲役15年

第2項所掲の事実の証拠は、法廷において被告人に読み聞かせられた次の証言によって、充分に立証されている。即ち、

エドワード・ヘレルカンフ	275/15/17
ジョージ・ルアン	275/15/17
エドワード・ヘレルカンフ	275/15/17

エ・レントスレー —— スピーリン	22882/R号
ジ・ジュ・ドレクメーヤー博士	22158/R号
シ・シ・ジャ・スヘッペライン —— ファンダイン	21883/R号
エッチ・エラッセハ —— フロット	22884/R号
ジャ・エッチ・ブッシング —— ウイルドベルグ	23120/R号
エン・カ・エム・ダシア —— ベッセメル	23127/R号
エス・ジュ・ルーロフセン —— アウドケルク	23128/R号
ジュ・ジュ・バハヘン —— サイレコム	24000/R号
シ・ヘルマン —— ダウシビール	23128/R号
長谷川 定造	10541a/R号
松崎 和一	25074/R号

但し、これ等証拠物よりして、ムンチランのキャンプより婦女子のら歌及びマゲランの遊女服へ入れたのは、3月、4月に起こったことではなく、1944年の1月末乃至2月始め頃のことであり、又これ等の婦女が、スマランに居た婦女と同様に、1944年の4月末又は5月始めにホイテンゾルホのコタパリスのキャンプに送られたことが、上記事件に於ても判明して居る通り明らかになった。

起訴状所掲の事件の経緯に関する事柄については、本件においては、被告人が、起訴状に記載されている方法で「容疑」したことについて、如何なる程度に責任を負わなければならないかを確定することが先ず第一に大切なことであるので、ムンチランとマゲランにおける上記引用証言よりして、スマランにおける場合と同様に各々上記の証言と前述の判決の内容よりしてこれを充分明らかにすることが出来、よって審理を簡略にすることが出来ることを考慮し、

これが為には、第一にこの責任に関係を有する証言その他の証拠物の内容を見なければならぬこと、この点については、本廷において次の証言が読み聞かれ、その内容が概ね次の様なるものであることを考慮し、

1. 宮本静雄 (12004/R)

1944年6月5日爪哇に到着、佐藤忠雄少佐の後任として在バタビア第10軍司令部兵たん部長に任命された。

スマラン強制労働事件は、到着前に起こった事件であるので、直接には何も知らない。

本件につき後で聞いたことからして、佐藤少佐自身が、第10軍司令部警隊長に相談することなく、スマランの遊女服投棄の許可を与えたと相違ないと思う。

自由意志で志願した者だけが遊女服に入れられ、本人がその事をしたための書類に署名しなければならない慣例になっている。

本件の場合、その意志のあることの証明書は、日本法と成り指さしたためになければならぬが、たゞである。

本件で、一番悪いのはスマラン幹部候補生学校の幹部だと思う。

第10軍司令部は単に業務上申請を許可しただけである。

岡田中佐が、幹部候補生(東洋兵士)及びその他の士官の許可なく、スマランから婦女を連れ出す時彼に与えられた命令(「行き過ぎた行為を」)その他の事項を全然考慮し入れなかつたものと同様である。





分擔しなかったのであるから、船橋少将も共同責任者である。

河村少佐又は高橋少佐が、事の真相を船橋に充分説明していなかったものと思う。

#### 4. 高木健治郎

2月中旬より4月中旬まで得校クラブの遊女屋の経営に当たっていた。船橋少将の副官高橋少佐の命令で、スマラン守備隊本部に、この職務に就くために出頭した。歌人遊女の多くはお客と関係することを欲しなかったが、これ等編造の意見とか意志は全く顧られなかった。

#### 5. 岡田豊治

1944年2月より4月1日までスマランの幹部候補生学校の経理部、歩兵隊の武器教育部に勤務し、隊長は大久保中佐であった。

1944年2月頃、収容所から歌人女を連れて来、遊女として使う遊女屋の設立について船橋少将、補田、大久保及び高橋少佐と話し合った。

軍上船橋は、このことについては、既にバタビアの第16軍司令部の長より許可を得ていると語った。

自分(岡田)は、許可書を買うためバタビアに行かねばならなかったが、本件に関する船橋の手紙を携行したが、許可条件の一つに自発的に希望する者のみをこれに充てることとゆうのがあった。

女達は、仕事を始めるに先立ち、日本語とそれから、そうであった様に思うが、馬來語で作られた承諾書に署名した。

準備措置の大部分は岡田がやったが、残りは船橋の副官の高橋がやった。船橋は、キャンプの女達は縦ね織がっていたが、これ等の婦女中には自発的な女もいたかも知れないと言ったことがあった。選択の爲め、収容所にいる女の名簿は、州庁から出されたものであった。

#### 6. 古谷 巖

1943年より終戦まで、州庁の命令でスマランの遊女屋の経営に当たっていた。1944年2月より1944年5月末頃までのスマランの遊女屋については良く知っている。

歌人売春婦の成る者は、自己の意志に従って遊女屋に来たのだなと思ふこともあった。そして、これ等の者は売春を強制されたのであるが、この強制売春の責任者は、船橋少将、池田大佐、それから岡田少佐だと思う。

#### 7. 下田真市

1944年2月より1944年4月末頃までのスマランの遊女屋の事については良く知っている。

歌人遊女の成る者が、本人の意志に従って遊女屋に連れて来られ、買っていたいやながら売春しているのだとゆうことに気がついた。

この売春に対する責任者は、船橋少将、池田及び岡田だと思う。

#### 8. 森本豊彦

下の疑念人同様の証言をしている。

9. 阿村千代雄

10. 三橋 弘

この両者は丁の証人と同様の証言をしている。

11. 大久保静雄大佐の、自叙する前の進言状によれば、彼の意見では、齋藤少将は現地の最高指揮官としてスマラン遊女屋事件の責任を負うべきである。

前記日本人の殆ど全部が、上述の遊女屋事件に個人的に関係を有する者であるので、軍法会議は、その証言が被告人自身の供述と一致しているか或は軍政と民政との間の責任関係及び被告人と彼の部下の将校との間の指揮関係について何等かの見解を与えるもの以外には証拠力を認めないことにしたいことを考慮し、

最後にまた法廷において被告人に、A/X、X/R、B/X、Ba/X及びBc/Rの印が付けられた、スマランの日本軍の教育学校の組織と遊女屋に関する図を見せたことを考慮し、

被告人が法廷において、被自身のことについて又彼に読み聞かされた証拠に対する回答として概ね次の如く述べていることを考慮し、即ち

1941年8月日本帝國陸軍少将に昇進し、職業将校であり、1942年11月より1944年5月までスマランの陸軍候補生学校の司令官兼中部爪哇地区司令官であった。

1944年1月よりずっと以前に、爪哇ではバンドン、パタビア等各地に、歌人婦女子がキャンプに入れられていたのでそこから連れて来た歌人(オランダ)婦女を遊女とする遊女屋が設けられていることを話に聞いていた。

1944年1月大久保と池田と会議の最中大久保が、彼によって提案された問題の解決案を始めて議論に持ち出した。この問題は、スマランでは日本人用の遊女屋に充分数の健康な女がなかったので、日本人間に性病患者が増加したことであった。

この解決案と言うのは、大久保によれば用知事の宮野が、キャンプの女を連れて来て遊女屋を設立する計画を持っており、軍用遊女屋の設立にも亦キャンプより女を連れて来れば良いので、一緒に司令部に申請しようと言うのであった。

彼、被告人が、充分数の応募者があるかどうかは疑わしいといったところ、池田であったか、又高橋であったかが、2万人の収容されている婦女の間には百人位はそれをやっても良いと言う女がいるに相違ないと思うと言った。

そこで被告人は、その提案には別に異議はないが、それには軍司令部の許可を得ると言うことを条件とするといった。そして池田は、キャンプを管理していた民政当局と連絡をとることを命じた。

池田は、1944年2月に日本に向けて出発し、彼は、出発前被告人には、このことについて何も異ななかった。

2月彼がパタビアに行く時車中野に会った時、野は彼に司令部でこの件について話をしてくれる権限を授けられた。

彼は、パタビアで警務長官の分署を、新設される令民間人収容所本部司令官に任命された高橋将軍とこの問題を話し合ったが、その結果は、一度その案を持って来て見せる様、高橋は、その後面倒なことに不快なことの



脱走を防止する為、監視させる前に女に同意書に署名させることが望ましいと言った。

彼は帰って来てから、話の内容を宮野に伝え、宮野と相談して特校用、市民用及び下士官用の遊女園設立案を作成することを命じ、出来たら司令部に提出して許可を受けることにしていた。

高橋が宮野と相談して作成した計画は、五つの遊女園を設立することになっており、うち二つは特校用、三つは日本市民用とされ、後者は州庁の管轄とされていた。

彼は、岡田にこれを持たせてパタゴニアに派遣し、岡田は、日本へ行く途中の海田と共にパタゴニアに行った。

岡田は口頭の許可を得て帰り、この許可は、後で無事で確認されたが、許可されたのは四ヶ所だけで、下士官用のものは拒否された。

彼は、この案の開始の實行を、特校クラブを更に整備することを提案した部下特校の大久保、岡田及び高橋に一任した。

彼は、岡田から、専断が行われたことを聞いた。そして要望があったので、自分のテーブルの上にあった同意書には仕事の内容が記載してなかったが、女が当該させられ又彼女等の名譽を出来る限り尊重するためと、更に岡田が州庁では女が自発的に就業することは間違いないと保証していると言ったので、それで良いこととした。

特校クラブは大久保の管理下にあったが、大久保の指揮下にある岡田が遊女園業務を切りまわしていた。

彼は、商店の境町クラブに行って、通訳を通じてクラブ所属の遊女園の年増の女と話したが、彼女は不都合のことは何も話さず、又解ることは閉鎖命令が来る1、2日前までは何も聞いたことがなかった。

彼自身この遊女園又は他の遊女園に行ったことは一度もない。

記憶違いでなければ、4月末頃経理部の川村大尉から（副官の河村大尉ではない）、数人の女が本人の意志に反して連れて来られたものであることを初めて聞いたので、大久保に直ちにどうなのかを聞いた。

大久保は、何も知らないと言えが、直に副官の河村大尉に調査する様命じた。

そこで河村は彼、被告人に、女のうち一人が強制せられ、何が何でも遊女園から出たいと言いつつ、又女の三分の一は遊女園の仕事は嫌だが経理部なら働いて良いと言ひ、更に残りの者は完全に満足していると言ふことが分かったと報告した。

で措置を講じることが出来る様に司令部から閉鎖命令が来たので、彼は大久保にその婦女の為に家を探す様命じた。

この命令は彼をひどくがっかりさせ、又このことでは自身幹部候補生学校の特校団の上に責任のこしたことを恥じて自決する行儀のことが明らかとなったので責任を感じた。

海田が捕ら、彼が日本から帰った後、同意書がなかったと言ふことは事実ではなく、彼自身それを見ているので、十分責任はありえないと云ふのである。

スクリュー部隊は、彼の指揮下におくことは出来、これはスクリューの幹部候補生学校の輸送部司令長官の指揮下で命令されたもので、その一隊がスクリュー部隊に駐屯し、更に同隊には山田少佐指揮下の工兵隊も付いた。

マダラシの周辺に若干の婦女子のキャンプがあったことは知られていたが、幾つあったかは知らない。  
期も強がって隠蔽することに關係したことがなく又キャンプは州知事石川喜博の監督下にあったからである。  
ムンチランのキャンプから連れて来た女で遊女屋を設立したことについては何も知らず、1944年1月給報  
の報告で、それがあることを始めて知った。

マダラシで起ったことについては毛頭責任を感じていない。そのキャンプから女が連れて来られたのは、既に  
1944年1月のことで、民政協同がこれを行っており、マダラシの計画が出来上がる前のことであるからで  
ある。

被告人に対し第1項において起訴されていることについては、次のことを第一に考慮し、即ち  
軍法會議は、被告人とこれ等戦争犯罪が犯されたこととの間に何等法律的關係はないものとする。  
この点については、勿論被告人の供述を良く調べて見なければならないが、この点については証憑は全くな  
い。然しながら、軍法會議は彼の供述は受け入れることが出来ると思う。

被告人の指揮下にある隊が駐屯していたマダラシに、民政協同が、1943年12月に準備をはじめ、194  
4年1月に、民政協同の監督下にあったムンチランの収容所から連れて来た女達で遊女屋を設立し、この遊女屋  
が守備隊の裡に、下士官の立場となっていたと言う事實については、被告人を責めることは出来ない。

又この遊女屋で行われた強姦、売春強制で、最終的には被告人の部下であった、現在駐屯部隊に属する兵隊に  
よって行われた件に関する限りにおいては、被告人が、現在判例としている限りにおいてその遊女屋の設立を知  
っておりそれ等の犯罪が行われることを予想しなければならなかった又は予想し得たことを明らかにするものは  
何もないので、被告人にその責を問うことは出来ない。

従って、被告人は、起訴状中のこの部分については無罪を言い渡されなければならない。

池田一峰に対する判決よりして明らかになった事實によって確認された被告人自身の供述よりして、被告人、  
予め民政協同によって又は民政協同の協力の下に民政協同の監督下にある収容所より連れて来られる婦女子をマ  
ダラシの遊女屋に入れ、その二つを彼が司令官である幹部候補生学校所属の士官及びその他の軍人及び守備隊用  
とする計画を承認し、パラピアで、州知事富野の要請に基づき又はその要請なく、その承認を必要とする第16軍  
軍医長及び高橋將軍と協同した後、その許可を申請し、申請日しめもしてそれを満たしたことが明らかである。

婦女子人が自発的に赴いたものも勿論あり、司令官自らこれについて技があり、高橋將軍が、後になっ  
て面談などが起こらない様に強ひたりして予め同罪に關及せしめる被告人に忠告したことを被告人自身が供  
述している。

被告人が、遊女屋は軽々しく取締りを受けることを承知しない、と承知しており、被告人も亦者知事ト  
ゾカハ必死の構えを手に入れる、とが出来たからと述べている。

被告人は、彼が日本軍の軍法會議で有罪とされた以上、彼の根拠は軍法會議に、被告人に課せられる  
罪の内容が明らかでないのを、池田一峰に説明せよ。

被告人は、自発的に行わなければならないと言ふ事件が、起訴されるべきものであるのではないかと被告人が申  
上、と答へた。



彼は、2名人の被害されている婦女中1名若人の自発的に被害が出ることは間違いない、女達の事情を察する  
ることを避けるための隠微書に仕事の内容を記載しなかった。自発的に言うことについては、通知を引置けてい  
る真意が心配ないと指摘している故に異いをほきむ必要はないなどの彼の部下の報告によって真意にあざむ  
かれ、調査又は部下得校よりその後の事情を聴取することなく、越えて彼の部下に任せしていた。

以上のことよりして、被告人が目と耳をふさいで良心を閉らせていたと推論せざるを得ず、被告人も亦、監督  
不行態であったため責任を認めていると言ってこれを認めている。

被告人は、刑事部より閉鎖命令が来る数日前、得校の一人から自発的だと思われていたがそうではなかったこ  
とを聞き、直ちに大久保大佐に調査を命じたと言っているが、これは被告を救うこととはならず、更に真意に言っ  
ておかなければならないことは、この調査が、東京からの遠次スマランに滞在していた小田島大佐が、青田少佐  
からスマランの遊女屋にキャンプから連れて来た女達がいることについて聞かされ（長谷川の証書参照）てから  
初めて被告されたものでなければならぬと言っていること、このことは、被告人にも当然報告されたに相違なく、  
又小田島大佐が被告人を訪問しなかった理由を物議しているのではないとも思われる。

被告人が、調査後明らかになった、キャンプから連れて来られた婦女子の取る責が自己の意思に反して遊女屋  
に入れられたことに対し共に責任を感じていること、少女遊女の閉鎖命令を、彼の指揮下にあった幹部候補生学  
校の得校の主任に知らされた内面として受け取り、その為にバタビアに遺憾の意を表しに行ったこと、被告人が、  
監督不行態であったこと、そしてそれをしていたならば、彼の部下が行った出陣官行為がすぐ分かったに相違  
ないことを認識していることを認めた被告人の自供よりして、キャンプの婦女をスマランの遊女屋に入れる態  
度制と見なされることを当然予見すべきであり、且つその防止及びその結果よりの救済措置をとることを  
怠ったことにより、彼に対し起訴された「容疑」の罪につき有罪であることは確定的であると見なければなら  
ない。

一、本人の自白書及び証人から聞かれた婦女子を遊女屋に入れることを容疑したと言ふことは、  
婦女子の罪過は、自己の意思に反してスマランの遊女屋に入れられたものであり、又、他国一帯に対する事件の  
審判の趣旨も、罪に問ふべきは、被告人は、如何なる事件の主任も遊女屋を出ることは許されず厳禁され、  
且つ裁判官に保護命令が下されたこと、本質的に、いかなる判決も、基いて確定し見られている如く彼は強暴に懲罰  
を食ふ強制されたことが判明している故に、同様に他の婦子が犯した「容疑罪制」、「検束者の無待遇」及  
び「強暴」と言う事件の趣旨を容疑したと言ふことは、十分なる罪を定む。

婦女子の罪過が本人の意思に反して、強暴に、自分から自ら自ら提供し、強暴に、いかなる事件の趣  
旨も、自発的にスマランに、又は出陣官に、又は検束者に行き、又は、及ぼすことにより、その事件  
の趣旨も、罪に問ふべきは、結果として同事件の主任も遊女屋を出ることは許されず厳禁され、  
且つ裁判官に保護命令が下されたこと、本質的に、いかなる判決も、基いて確定し見られている如く彼は強暴に懲罰  
を食ふ強制されたことが判明している故に、同様に他の婦子が犯した「容疑罪制」、「検束者の無待遇」及  
び「強暴」と言う事件の趣旨を容疑したと言ふことは、十分なる罪を定む。

123

に新編第の南方軍に赴くもパタゴアの第1軍司令部にこの事について書きかけた陸軍刑罰命令ができたことよりして、日本人の目にも、斯る目的の為に、収容されている婦女子を強制することは許すべからざることであり、特に斯る事情の下においては真の自衛的とゆうことはあり得ないことを見抜いているので、真の自衛的とゆうものを見られていることを考慮し、

被告人自身、彼の供述によれば、キャンプにおいて暴行したことは少しもいがかわしい行為でないことを非常に良く承知していたが、他の本件関係者と同様、そうだとすれば同様に責任を問われなければならないが、パタゴア日本軍司令部の許可の後ろにかくれると云う頗る安易な態度を取っておること、

然し乍ら、本司令部の責任は問われなかったので、被告人は、軍法会議の判断をもってすれば、司令部の許可を得てしたと云っている行為については赦され得るものと考えられるので、キャンプから婦女子を遊女館に入れたことについては、自発的に応募した婦女子に関する限り無罪とされなければならないことを考慮し、

仍って被告人は、第2項の罪状に掲げられた起訴事実に関する限り無罪として、既に刑を宣告された彼の部下が有罪とされた戦争犯罪の容疑したと云う起訴事実については、戦争犯罪罰法第9条に依り有罪を宣告されなければならないが、軍法会議の意見をもってすれば、「遊女館に入れること」を「強制労働の為に婦女子のら取」となすことは出来ないと思われ、従ってそれについて有罪を宣告してはならないことを考慮し、

被告人に科すべき刑の重さの決定に際しては、次のことを考慮に入れなければならないことを考慮し、  
被告人は、幹部候補生学校の司令官兼中部爪哇地区司令官として、部下の佐官岡田及び池田が、命令された任務及び仕事を正しく履行するであろうと或る程度期待することが出来又期待することも許されるが、被告の様な地位にある何卒に、彼が責任ある幹部候補校に与えた命令の履行を激に入り細に入り固執なく監督することを、又司令官たる何卒として或程度これ等幹部候補校が彼になした報告を調べて見るべきであったと云うことを要求してはならないこと、

本件の審理中、彼の部下池田及び岡田より非常に良い印象を与えた被告人が、非常に責任を感じていることが分かり、又軍法会議も、被告人が、斯様な事件を起こして恥かしく思っていると云っているのは口先だけのものではないと確信しており、更に被告人の供述に依り見受けられず、彼が遊女館で遊んだこともなく、彼が遊べている様に通過を通じて年増女の一人と一寸話をした外は、将校クラブ所属の遊女館の女達とは誰とも接触しておらず、この年増女と云うのは、髪質からして職業売春婦らしく思われ、彼女が自分が知っている不法行為を開始の晩、現地のこの日本の高官に貰ったと云っていることは採用出来ないこと、

然し乍ら他面において、

斯迄の如く、監督責任と云う形になつて現れた被告人の無関心な態度は、極めて深刻なもので、当軍法会議が被告人の罪に課した判決は、前述べた如く岡田池田に比し、池田第一には懲役15年の刑を、又本遊女館事件に直接関係があった被告人の他の部下に対しては懲役2年から20年までの刑を科さなければならぬ程のものであり、更に岡田第一については、判決に述べた量刑に基いて懲役2年の軽い刑を科することにしよう。

上記の事情よりして、軍法会議は、法務省から請求があった最高刑は罰金若しくは1年の刑が被告人の罪にふさわしいと認めることを考慮し、

前記引用法條の外、戦争犯罪の定義に関する政令第1条第2項及び第3項及び戦争犯罪刑法に関する政令に留意し、

裁判を行い

本判決の理由に掲げた被告人能崎清次に対し、起訴事実のうち、証拠不十分のものについては無罪を、証拠充分のものについては「死者の強制」、「強姦」、「監禁した者の虐待」なる戦争犯罪に有罪を宣告し、よって懲役12年の刑に処す。

本判決は、1949年2月18日判士長陸軍少佐法学博士イル・エフ・ザホロト、判士陸軍大尉法学博士ジ・フ・エッチ・ファンデルスカルプ、陸軍中尉エ・ジュ・ファン・ブロンノスタインが、書記陸尉エ・グイ・ファンアウ立会の下になしたもので、一併承認されたものである。

判 士 長

書 記

判 士